

「第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地
区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理
等の実態解明を求める決議」に対する調査結果報告書

令和2年10月

日野市

目 次

ページ

第1 日野市立病院関連事項の調査結果等

1	調査の対象	1
2	調査の期間	1
3	調査の方法	1
4	市立病院における日当 60,000 円等の支給問題における未解明部分の徹底究明に関する考察	2
5	勤務・業務管理監督の責任所在についての未解明部分の徹底究明	4
6	再発防止策	5

第2 川辺堀之内土地区画整理組合関連事項の調査結果等

1	調査の対象	7
2	調査の期間	7
3	調査結果	7
4	決議に関連して調査した事項	1 2
5	事業の再開及び完了に向けた組合の取組	1 4
6	再発防止策	1 5

「第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理等の実態解明を求める決議」に対する調査結果報告書

本報告は、令和2年3月30日付けで日野市議会が議決した「第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理等の実態解明を求める決議」に対するものであり、市として自らが全力を挙げて実施した実態解明等に向けた調査の作業内容等の報告である。

第1 日野市立病院関連事項の調査結果等

1 調査の対象

本調査の対象は、上記市議会決議において求められた以下の事項である。

- (1) 市立病院における日当60,000円等の支給問題における未解明部分の徹底究明
- (2) 勤務・業務管理監督の責任所在についての未解明部分の徹底究明
- (3) 再発防止策

2 調査の期間

令和2年7月から9月(院内聞き取り作業については継続実施)

3 調査の方法

- (1) 関係者へのヒアリング
 - ① 対象者は元相談役を始め、前市長、前副市長、歴代事務長、歴代総務課長、前病院長、現病院長等、計12名。
 - ② 元相談役の業務に関しデータ入力等の手伝いをしていただと思われる臨時職員を含む職員への聞き取り
- (2) ヒアリングに基づく既資料の確認・分析
 - ① 既資料の内容確認を含めたヒアリングを実施したため、既資料とヒアリングとの整合性や齟齬の確認、信ぴょう性などの裏づけ(複数の証言)の確認
 - ② ヒアリング(※)に基づく意思決定や行動等の分析など

(※)ヒアリングについては、本調査に先立ち、「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会」による調査が実施されているため、その調査を補完するものとして実施した。

(3) 関連資料の搜索

- ① 賃金等の支給を担当していた病院総務課内の共有書庫、文書保管庫内の再確認
- ② 元相談役が病院経営専門監及び院長相談役当時に貸与されていたパソコンのアカウントの特定とデータ保存の有無の確認
- ③ その他、元相談役の事務の手伝いをしていた院内職員等から日額給の決定に関する資料等の入力作業保存データの有無について確認

4 市立病院における日当 60,000 円等の支給問題における未解明部分の徹底究明に関する考察

(1) 元相談役の存在、背景

- ① 元相談役は、平成 21 年 6 月経営専門監(「日野市立病院経営専門監設置規則」に基づく)として市立病院に着任、身分は非常勤の特別職で、「病院設置者」である市長の特命を受け、市長の代行として、市立病院全般の責任を持つものとされた。病院長と経営専門監の関係は並列で病院経営については経営専門監の方が院長より上位であった。

院内における決裁は、病院設置者である市長の代行として、その意思を反映するため、院長決裁事項についても決裁するものとされていた。

経営専門監の報酬等は条例で定められ、報酬月額は 750,000 円(年収 9,000,000 円)であった。

- ② 元相談役は、上記①のとおり、市の元副市長、市立病院経営専門監であったことから、院内においては院長と同等の権限を事実上有していたため、職員が感じていた仕事上での圧力は相当なものがあったと思われる。
- ③ 元相談役が市立病院内で取ったスタンスは、業務の管理手法として「トップダウン方式」、予算(お金)と人事に関する権限を集中させ、トップのサポートに徹することで院長に対して自らの必要性、信頼を得ていた。

(2) 日額給の支給決定に関すること

① 河内メモの取扱い

通称「河内メモ」と言われるメモについては、令和元年 8 月 22 日付けで設置された「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)」に市立病院から提出された「市立病院関連資料No.9 の①～⑦」までの資料を指すが、当時の総務課長が平成 28 年ごろに、当時の院長相談役から自身の契約についての根拠として、給与事務を所管する課長に対して直接渡されたものである。

当該メモは、日額給 6 万円の支給決定の過程が記載されていたため、その根拠となりうる可能性について、当時の事務長及び総務課長等にヒアリングで確認したが、その作成者や作成過程について認識している人はいなかった。また、当該メモのうち、事務長及び総務課長が作成したと思われるものについては、ヒアリングにおいて事務長から院長へ手紙を出すことの不自然さや文書作成の責任者を示す「文責」の記述について、事務としてはこのような表現を使って文書を作成する習慣がなく、当事者も覚えがないと証言している。

さらに、事務長が院長に宛てた手紙の内容に、相談役から総務課長あての文書について引用している部分があるが、手紙の作成日は、平成 25 年 1 月 17 日、相談役から総務課長あての文書の日付は平成 25 年 1 月 19 日と 2 日後であり、事務長が院長相談役から総務課長への通知内容を知っていたとは考えられず、この内容を引用できるのは院長相談役となる。

さらに、院長相談役が自らの日額給の契約を正当化するために、正規の手続きである雇用に関する「回議書の写し」という公的な文書ではなく、自らが保管していたメモを総務課長に預けた行為は、行政出身者、しかも副市長まで経験した人物であれば考えられない行為である。

これらのことから「河内メモ」と言われるメモについては、これまでの関係者ヒアリングにより一定程度日額給の支給に至る背景を示している点があるかと思われる。しかし、「河内メモ」には上記のような不可解な点があり意思決定の関与者は特定できないことから、裏付けのないメモとして事実認定の証拠に成り得ないとの見解に至った。

② 日額給 6 万円の支給決定の経過

元副市長は、平成 24 年 4 月に臨時職員となり、月額基本給 28 万

円からスタートしたが、その後、半年ごとの契約更新の度に、病院職員に対して報酬増額の相談、要求があったと複数のヒアリング対象者から証言が得られた。

実際に月額基本給は、その後 34 万 2 千円、36 万円と増額されていたが、日額給 6 万円の支給決定の経過については、支給決定の経過を示す支出負担行為伺書等の書類は確認できず、また、ヒアリングにおいても、全てのヒアリング対象者が当該書類は記憶にないとの回答であり、何らかの理由により、意思決定の文書の作成がなされなかった可能性がある。

結論として、日額給支給明細書が発行されている事実から、決定権限のある者のいずれかが決定に関与したことは確かなことであるといえるが、決定過程の詳細は明らかとならなかった。

③ 日額給 6 万円に対する病院職員の認識と病院独自のチェック機能

実際に支払い事務を担当していた職員及び支払いの決裁権者である病院総務課長は、日額給 6 万円について、雇用契約上の週 3 日以外の勤務に対する支払いとして認識していたが、基本の雇用契約が勤務の実態を反映していないことから、これに対する労働の対価として認識していた。

また、市立病院は地方公営企業のため、会計管理者のチェック機能はなく、収支命令権者と収支出納権者が同一である。これは迅速で能率的な処理を確保する点においては有効である反面、市長部局と比較してチェック機能が働かないことが懸念される。また、市長部局の側においては、その市立病院の特殊性についての理解不足とともに、市立病院に対する関与、指導が不十分であったものと考えられる。

5 勤務・業務管理監督の責任所在についての未解明部分の徹底究明

病院組織図において、院長相談役は、院長、院長相談役、副院長の順で同列に並べられ、特定の部署に属していない位置づけとなっていた。

そのため、病院長は院長相談役の勤怠を積極的に把握しておらず、院長の仕事であることの認識がなかった。一方事務長は、院長相談役は院長と同等という印象を持っており、自分が管理する次元ではないと感じていた。

このことは、院長相談役が病院内において特別な存在であり、一般的な臨時職員は、通常その勤務、業務管理は課長権限となるが、院長相談役は、病院経営専門監の時と同様、院長と同等の位置づけとして見られていたため、その勤務・業務管理を誰が行うのかははっきりせず、管理の

必要性の認識もなかったものと考えられる。

これらの状況を踏まえると、専決権限を与えられた個々の職員の具体的責任を問うことは妥当ではなく、部下、職員を一般的に管理監督すべき立場としての市長、副市長、院長、事務長等の責任が問われることとなる。

なお、それらの責任については、市長、副市長については、令和2年4月1日から3ヶ月分の給料の減額、その他病院の院長、事務長等については、令和2年3月30日付処分の対象となったところである。

6 再発防止策

(1) 内部統制基本方針の策定

今回の調査、実態解明から判明した問題点として、元相談役が、予算（お金）や人事に関する権限を自らに集中させ、院内にトップダウン的な影響力を発揮させていたこと。また、このような背景において、当該元相談役の雇用にあたって、意思決定の事務手続きに不備があったことが判明した。

これに対し、現在、市立病院を含む日野市の行政組織について、内部統制の推進を中心とした、内部チェック及び外部チェックの仕組みづくりを進めている。内部統制は、既存の様々なチェック機能が有効に機能するよう体制を強化し、運用を図っていくものである。そのためまずは、地方自治法に規定する内部統制の考え方を準用した市独自の「日野市内部統制基本方針」を策定する。

具体的には、内部統制の4つの目的である「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を達成するために、各部署における日常的なモニタリングと本庁の企画部や総務部、会計課といった管理部門によるチェックを強化する。

特に、「業務に関わる法令等の遵守」推進の一環として、病院の人事及び病院内の意思決定に市長部局が適切に関与する仕組みを構築するなどの人事・雇用制度等の改革に取り組んでいく。

その措置の一つとして、本年9月より弁護士資格をもつ政策法務課の職員を週1日市立病院総務課に配置し、市総務部と連携し、ハラスメント案件、雇用管理の問題、不当クレーム対策、訴訟対応等の対応を開始している。

また、事務の不正リスクを発見しやすくするため、内部通報制度の導入を考えている。これは、職員が不正に気付いた際、通常の内内部

の報告ルートとは別の通報窓口を外部に設け、不正発見の機会を増やし、コンプライアンス機能の強化に繋げるものである。通報窓口の外部設置や通報者保護を内容とした内部通報制度について、令和3年度からの導入に向け取り組んでいく。

(2) 外部チェック機関の導入

内部統制の体制の整備に加え、市の事務事業が適正に行われているかについて、外部有識者等による外部からのチェックが必要である。

これらは、監査委員による定期監査及び決算等審査、議会審議、行政評価システムの市民評価による事務事業の有効性等のチェックと合わせて、外部有識者で構成する第三者機関などによる、事務の適正化に関する定期的な外部チェックを想定している。

(3) 再発の防止に向けて

一度失墜させてしまった市の信用を取り戻すためには、市職員全体が不祥事への意識を高め、法令に違反するような行為を絶対に発生させないという意識を常に持つことが不可欠である。これらの内部チェックや外部チェックについて、市長部局同様市立病院にも適用し、今後は「日野市内部統制基本方針」に基づいたチェック体制を整備していくなどの取組みを進め、二度とこのようなことを起こさないために再発防止に向け全力を挙げて取り組んでいく。

第2 川辺堀之内土地区画整理組合関連事項の調査結果等

1 調査の対象

本調査の対象は、市議会決議において求められた以下の事項である。

- (1) 第三者委員会報告における未解明部分の徹底解明
- (2) 川辺堀之内土地区画整理組合（以下、組合）への市助成金交付の妥当性
- (3) 組合の資金管理等の実態解明
- (4) 再発防止策

2 調査の期間

平成31年3月から令和2年9月（資金管理等の実態解明については継続実施）

3 調査結果

平成31年3月から開始した市単独による組合運営に関する調査の中で、土地区画整理事業の施行のために必要とは認められない可能性のある支出を把握し、第三者委員会に報告した結果、令和2年2月の同委員会報告書において、①組合から元理事長相談役に対し、高額報酬が支払われていること、②税負担に対する損失補償という名目で手当が支給されていること、③実績分の報酬を支払う契約書上の根拠が不明確である年度があること、④手当等は、理事会ではなく、理事監事協議会で決定されており、理事ですら、元理事長相談役が支給を受けた報酬額の金額を知らないこと等の事実が判明しており、組合の資金管理等に問題がなかったか更に調査すべきであると指摘されている。

このことを受けて、その後、市が独自に実施した調査、市と認可権者である東京都と合同で実施した調査、組合が独自に実施した調査の結果を以下にまとめたものである。

(1) 第三者委員会報告における未解明部分のうち是正が完了したもの

令和2年2月の第三者委員会報告を受け、市が独自に調査した結果を認可権者である東京都に報告し、東京都と合同で組合の資金管理に関して調査を実施した結果、特別損失補償及び組合互助会への助成金については、土地区画整理事業の施行のために必要な支出でないため、市及び東京都は組合会計による不当な支出であるとして、東京都は組合に対して令和2年5月22日付けにて土地区画整理法に基づく勧告書を発布した。これを受けて、組合は令和2年5

月 29 日に組合員に対し通知文にて内容を報告し、令和 2 年 6 月 2 日に返納が完了している。

① 特別損失補償

土地区画整理事業の施行により生じる損失補償とは、建物や工作物、竹木土石等を移転除却した場合に、その所有者に対し施行者が通常生ずべき損失を算定して支払う補償のことであり、土地区画整合法第 78 条に定められているものである。施行者は、損失補償基準を定め、基準に従い補償金を算定し、所有者に対して補償金を支払う。これらの補償金は、所得税の確定申告の際に特別控除等の特例を受けることが出来ることとなっている。

市が独自に開始した組合の運営に関する調査の中で、組合が独自に策定した特別損失補償とは、理事、元理事長相談役、事務局職員等への給与等の報酬額に対する個々の税負担により、報酬の手取り金額が減額したことを損失とみなし、事業で補填する趣旨の手当であることが判明し、元理事長相談役らが補償対象者となり金銭を受領していることを把握したものである。このことについては第三者委員会に報告し、平成 30 年に支払われたことが認定されている。

令和 2 年 3 月から市と東京都による共同調査の結果、理事、元理事長相談役、事務局職員等に平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の 3 か年にかけて補償が行われていたことを把握した。市及び東京都は、特別損失補償が土地区画整理事業の施行のために必要な費用とは認められない支出であることを認定し、東京都は土地区画整合法第 123 条に基づく勧告書を発布した。

その結果、補償を受けた理事、元理事長相談役、事務局職員等の対象者 15 名から組合会計に、元理事長相談役に対して支出された 27,293,000 円を含む全額 61,740,000 円の返納が完了し、市は組合から預金口座の通帳の写しの提示を受け、組合会計に返納されたことを確認している。

② 公共事業用資産の買取り等の証明書の発行

土地区画整理事業の施行により生じた損失に対し施行者から権利者へ支払われた補償金については、租税特別措置法に基づき、課税の軽減措置を受けることができる。

公共事業用資産の買取り等の証明書とは、当該補償金が土地区画整理事業によって支払われた補償金であることを証明する書類であり、確定申告の際に税務署に提出するものである。

市が独自に開始した組合の運営に関する調査の中で、上記①の補償に関連して理事、元理事長相談役、事務局職員等が、税負担分の

補填として土地区画整理事業費から補償金を受け取り、確定申告の際に課税の軽減措置を受けるために、組合が公共事業用資産の買取り等の証明書を発行していたことを把握した。

令和 2 年 3 月から市及び東京都による共同調査の結果、組合が元理事長相談役に対して 8 通、組合全体で平成 29 年度から令和元年度に合計 51 通発行していたことを確認している。

市及び東京都は組合に対し指導を行い、上記①の補償を組合会計に返納することに伴う税務署における確定申告の更正に必要な手続き書類を再整理させ、理事等全員については更正申告の手続きを完了させた。

なお、元理事長相談役と事務局職員の手続きについては継続中となっている。

③ 互助会助成金

市が独自に開始した組合の運営に関する調査の中で、毎月 100 万円が組合事業費から理事、元理事長相談役、事務局職員等で構成する互助会に対して助成金として支出されており、商品券等の購入や定期預金に積立されていたことを把握したものである。

令和 2 年 3 月から市及び東京都による共同調査の結果、平成 28 年度から令和元年度にわたって、組合互助会に対して組合事業費から助成金が支出されていたことを確認した。

市及び東京都は、互助会助成金は土地区画整理事業の施行のために必要な費用とは認められない支出であることを認定し、東京都は組合に対し土地区画整理法第 123 条に基づく勧告書を発布した。

その結果、理事、元理事長相談役、事務局職員等の対象者 17 名から、元理事長相談役に対して支出された 1,927,000 円を含む合計 18,681,541 円、これに定期預金、普通預金及び利子を加えた全額 44,002,494 円が組合会計へ返納され、市は組合から預金口座の通帳の写しの提示を受け、組合会計に返納されたことを確認している。

(2) 第三者委員会報告における未説明部分のうち是正が完了していないもの

① 組合の資金管理全般について

第三者委員会の報告を受け、市は組合に対して、組合自らが事業を適正に運営しなければならないという考え方に立ち、専門家等の力を借りた内部調査を早急に実施し、組合の自浄作用により組合運営の改善を図るように令和 2 年 2 月から再三促してきた。

その結果、組合は会計に関する独自の調査を第三者である公認会計士により実施することを令和 2 年 5 月 23 日開催の組合理事会で決定し、5 月 29 日に調査委託契約を公認会計士と締結し調査を開始した。

さらに、調査に着手した公認会計士から、実態解明には法律の専門家の検証が必要な事案であるとの指摘を受け、組合は令和 2 年 7 月 13 日付でそれまで法律顧問契約を締結していた弁護士との契約を解除し、7 月 20 日に別の弁護士と法律顧問契約を締結した。

その後、令和 2 年 8 月 8 日に開催された川辺堀之内土地区画整理組合第 23 回総会において、公認会計士及び弁護士は組合員に対して、組合会計の調査の中間報告と法的な問題点並びにその対応について以下のとおり説明を行った。

ア 理事、監事及び評価員の報酬及び諸手当について、処務規程に定めのない支出を確認したので、現在継続して調査中であること。

イ 元理事長相談役及び日野市企業公社職員を含む事務局職員の報酬及び諸手当について、手当や賞与の計算に不合理が見られ、著しく過大となっていること。

ウ 理事、元理事長相談役及び事務局職員等の報酬及び諸手当の勘定科目について、本来処理されるべき「給与」「給料」「諸手当」ではなく、「工事費」「調査設計費」「事務費」の中の「雑費」として処理し、東京都の「組合土地区画整理事業の実務手引」に依らない処理であること。

エ 元理事長相談役が組合会計の全てを牛耳り、不正支出が理事らにわからないように巧妙な手口で支出させていたことが今回の不正支出の原因であること。

オ 組合は平成 24 年度から令和元年度までに人件費として元理事長相談役に総額 215,022,575 円を支出したが、このうち理事会の承認を得ていない計 183,246,575 円については組合が元理事長相談役に返還請求を行い、これに応じない場合には訴訟を提起すること。また、あわせて業務上横領等で刑事告訴を検討していく予定であること。

カ 現在、調査内容を報告書にまとめており 9 月中旬頃を目途に組合に提出する予定であること。

本調査では、元理事長相談役だけではなく理事や事務局職員等に対して支払った報酬等について、支出の適否を仕分ける作業を行っており、その過程で把握した平成 24 年度から令和元年度までの人

件費は、理事等 14 名に 341,334,050 円、元理事長相談役に 215,022,575 円、事務局職員 12 名に 354,488,447 円となっている。

また、組合は平成 24 年 5 月から令和 2 年 3 月までに元理事長相談役に人件費として支出した総額 215,022,575 円のうち理事会承認を得ていない不当な支出と認められる 183,246,575 円に関して返還を求める訴えを東京地方裁判所立川支部に令和 2 年 10 月 16 日に提起したところである。

なお、本調査の報告書については、公認会計士及び弁護士が事実認定の精査に必要な時間を要しており、現時点で作成は未了である。

② 定款や工事請負規程に基づかない「工事契約行為」

市は組合の工事に関する資料を入手して調査を続けてきたが、工事請負規程第 4 条の規程を満たさない 4 社による指名競争入札、並びに平成 24 年以降の入札結果において特定の 2 社が独占して受注している事実を把握し、令和 2 年 5 月 22 日に組合に対し、入札参加業者の入札行為等の状況について報告するよう指導した。

その結果、組合は過去に組合が発注した工事の入札に参加した業者全 17 社のうち現在も存在している 16 社に対してヒアリング調査を実施し、談合等の違反行為の事実はなかった旨を確認し、令和 2 年 6 月 2 日に市はその旨の報告を組合から受けている。

その後、市は令和 2 年 6 月 19 日に工事請負規程を満たさない 4 社による指名競争入札、並びに特定の 2 社が独占して受注している事実に関する組合の認識等について文書による照会を行い、6 月 30 日に組合より回答を受領し、この回答内容を確認するため、組合に対するヒアリングを 7 月 30 日に実施している。

組合の見解は、4 社による指名競争入札に関しては、入札参加業者の指名の際に、工事請負規程第 4 条第 2 項の但し書きを適用し、各年度において受注中の業者、工種の合わない業者、及び受注中の業者の関連会社を指名対象から除いた結果、入札参加業者が 5 社に満たなかったとの回答であった。

また、平成 24 年以降の入札結果において特定の 2 社が独占して受注している事実に関しては、組合側による受注調整の事実はないとの回答であった。

以上のとおり組合が発注する工事の入札に参加した業者、組合に対して工事請負規程第 4 条の規程を満たさない 4 社による指名競争入札、並びに平成 24 年以降の入札結果において特定の 2 社が独占して受注している事実に関する組合の主張を得ているが、それを裏付ける事実確認は未了である。

③ 組合への助成金交付の妥当性

市が組合に対し助成を行ったのは平成 21 年度から平成 30 年度までであり、日野市の助成要綱を改正した平成 26 年以前の平成 25 年度までは助成対象事業として幅員 6 メートル以上の 区画街路の築造費の全額としていた。

平成 24 年度の助成に関しては、対象路線は延長計約 150 メートルの街路築造の計 30,198,941 円の工事に対し、20,000,000 円の助成を行ったものである。本件の水路築造費については、道路築造するため、道路区域内に水路を暗渠化して整備するための費用であり、助成対象として妥当な内容である。

平成 25 年度の助成に関しては、対象路線は延長計約 235 メートルの街路築造の計 67,500,300 円の工事に対し、30,000,000 円の助成を行ったものである。このうち区画道路 31 号線は現時点において全延長にわたって幅員 6 メートル以上の拡幅整備が完了していないことから当時の助成対象要件に合致していないことを確認しており、組合と全延長の整備に向け協議しているところである。

組合は公認会計士及び弁護士による資金管理に関する調査状況を踏まえ、令和 2 年 10 月 16 日に元理事長相談役を相手に東京地方裁判所立川支部に訴訟を提起したところである。

市としては、本訴訟を通じて、元理事長相談役が担っていた組合会計の適法性等についても明らかにされ、その結果を踏まえて組合への助成金交付の妥当性を最終的に判断していくこととなる。

④ 訴訟を踏まえた調査情報の取扱い

上記①から③に関して、組合が提起した訴訟、並びに組合から補助参加の申し出のあった令和 2 年（行ウ）第 180 号不当利得返還履行請求事件（住民訴訟）の進行と密接に関連してくることから、公認会計士及び弁護士から調査情報の公表を控えてほしいとの要請が令和 2 年 10 月 16 日にあったことを受け、市は組合の財産上の利益を不当に害するおそれがあると判断し、調査情報の詳細の公表は差し控えることとする。

4 決議に関連して調査した事項

(1) 日野市企業公社に関すること

日野市企業公社は、組合の設立時から事務委託及び業務委託の契約を締結し事業運営を行ってきたが、組合は組合事務所において勤務していた企業公社職員に直接報酬を支出していたことが市の独自調査で判明している。

組合と企業公社の契約について、市が調査した結果、設計業務委託に関して企業公社から再委託が行われていたことを確認した。

市が令和2年10月6日に再委託先の業者へヒアリングした結果、事業計画変更や事業運営、資金計画などの業務は企業公社が行い、各種図面作成等の資料作成は再委託先が実施し、適正な業務分担で設計業務を行っており、再委託先が企業公社から得た経費については、業務に照らし適正な額であったとの証言を得ている。

土地区画整理事業の施行のために必要な支出とは認められない支出に係る事務については、企業公社の関与に関する調査は未了である。

組合は元理事長相談役に対して支出した報酬等について返還を求める訴えを提起したところであり、先にも述べたとおり、組合と企業公社の業務遂行に関する委託契約に関する事項及び組合運営に係る企業公社の関与についても訴訟等の進行の中で事実が明らかにされるものである。

(2) 前副市長に関すること

市の独自調査の結果、元日野市企業公社社長であった前副市長は、日野市企業公社社長の就任期間及び副市長の退任後に組合から報酬を得ていたことは把握しており、企業公社社長時代の平成24年度から平成25年度に計464,805円、副市長退任後の平成29年度から令和元年度に計10,590,000円、合計11,054,805円を組合から報酬として受け取っていたことを確認した。

なお、副市長在任期間における組合からの報酬は確認できていない。

このことは組合の調査においても同様の内容が確認されている。

本件についても、組合会計において不当な支出と認定される可能性は否定できず、上記(1)の組合と企業公社の委託契約に関連する事項であることから、訴訟等の進行の中で事実が明らかにされるものである。

(3) 保留地処分に関すること

保留地処分に関しては、平成24年度から令和元年度において、合計61件の契約があり、3,723,476,720円の収入を確認した。そのうち一括販売契約を含む事業者との契約は15件、販売委託契約による処分を含む個人との契約が46件となっており、事業全体として27,776平方メートルのうち、24,080平方メートルが処分済みとなっている。(面積に対する処分率86.7パーセント)

市の調査においては、保留地処分の実態として、随意契約を含む組

合と委託先との契約に係る意思決定過程において、明確でない部分があることを確認している。

また、組合事業に携わった関係者に対する保留地処分に関する報奨金制度の存在を確認している。

保留地処分に関する会計処理及び報奨金の支出については、組合の資金管理に関する調査に関連しているので、訴訟等の進行の中で事実が明らかにされるものである。

5 事業の再開及び完了に向けた組合の取組

(1) 取組の方向性

現在、公認会計士及び弁護士において、報酬や手当に関する調査とそれらが支出された勘定科目に関する調査が進められており、事業計画、予算、補正予算、収支決算に関して、現行の第5回事業計画の内容の精査が行われている。現計画は事業期間が令和2年度末となっていることから、次回総会（11月予定）にて、令和2年6月2日に組合会計に返納された返還金105,744,000円を収入として計上し、あわせて事業期間を2年間延伸する第6回事業計画変更の議案上程を目指して作業が進められている。

また、第7回の事業計画変更に向けて、①事業資金確保のための役員による報酬等の具体的な返還計画、②収入の基本となる保留地処分金の精査、③残事業内容の精査を実施する組合内プロジェクトチームの発足を令和2年10月10日開催の理事会で決定し、再開及び完了に向けた残事業に係る資金計画の立案が検討されているところである。

(2) 組合が訴訟を提起したことについて

市は平成31年3月から組合運営に関する調査を開始したところであるが、ここで組合は公認会計士及び弁護士による独自調査結果を踏まえ、元理事長相談役の人件費183,246,575円について、令和2年9月19日に元理事長相談役に返還請求を行ったが、9月24日に元理事長相談役より組合に対し受任通知書兼回答書が通知され、返還意思が認められなかったため、10月10日の理事会での提訴の議決を経て、10月16日に東京地方裁判所立川支部に元理事長相談役に対して不当な報酬の返還を求める訴えの提起に至ったところである。

(3) 事業の再開及び完了に向けて

組合が事業の再開及び完了に向けて、現在、事業計画における資金計画の精査を行っている。

市としても、組合事業が実質的に一時中断のような中であって、200名を超える組合員にこれ以上の負の影響を及ぼさないよう、全体の時間軸を考え、事業を確実に完了に導くことを最優先として対応していく考えである。

したがって、仮に組合の運営資金が不足する場合には、市が一時的に助成金を支出して運営を支援していきたい。

(4) 組合事業の受託者について

組合は日野市企業公社と事務委託及び業務委託の契約を締結し事業の運営を行ってきたが、企業公社からの令和2年3月31日をもって契約を解除する旨の通告を受け、組合と企業公社との契約は令和2年3月31日に終了している。

日野市川辺堀之内土地区画整理事業は事業の終盤に向けて仕上げの段階に入っており、事業に精通した専門的なコンサルタントである新たな事業の担い手は不可欠な状況となっている。

市は組合の運営を牛耳った元理事長相談役や前副市長の影響力の及ばない新たな受託者を、認可権者である東京都と連携し確保できるように現在調整している。

6 再発防止策

(1) 助成金について

再発防止策として、組合が施行する事業全体の資金管理の把握に課題があったと認識しており、今後、公認会計士及び弁護士による調査結果を踏まえて、具体的な再発防止策を検討していく必要がある。

今後の区画整理組合が施行する土地区画整理事業については、助成金を見込まない自力の資金計画をもって事業を運営していくことを前提とするが、市の助成金を支出するのであれば、組合運営の状況把握のために、必要な資料の提出を求め、都度精査していくことを徹底する必要がある。

特に財務状況については、助成金の交付を受ける必要性の事前調査に関して明文規定を設けること、並びに詳細な科目明細を報告させる規定を設けることが重要であると認識している。

これまでは安定した事業運営が可能となる視点で助成金を支出してきたが、この考え方は申請する組合側が善意で関係資料を提出してくることが前提の事務となっていたため、事業資金の基本的収入となる保留地処分金、支出においては各種報酬の支払い状況、工事契約行為の状況等の項目について助成金の交付を受ける必要性を慎重に審

査していくこととなる。

以上を踏まえ、外部機関の監査を条件とした助成金の交付の実施等の対応策を検討している。

これらの案を盛り込む形で日野市土地区画整理事業助成要綱の改正を行っていく予定である。

(2) 事業の運営について

東京都の「組合土地区画整理事業の実務手引」に基づき、組合設立準備会は事務を委託する建設コンサルタントの選定に当たって、随意契約ではなく競争入札で公正に進めていくよう指導する。

また、今後、認可が予定される土地区画整理組合に対して、組合の運営に、市の元職員が個人事業者及び組合職員として関与しないように指導を行う。